



冬の備えは万全に

今年も残すところあと1か月となりました。本格的な冬の到来を前に今一度、確認しておくこと、注意することなどをまとめてお知らせします。

円滑な除雪作業にご協力をお願いします

路上駐車は絶対にしないでください

道路上や待避所内に駐車していると除雪作業ができなくなります。

除雪作業の妨げになるものは片付けてください

道路にはみだした枝や植木、看板、乗り入れ用の鉄板などの撤去をお願いします。

危険箇所には目印をしてください

道路沿いにある塀や垣根などを誤って壊さないよう目印をお願いします。

除雪の手直しは皆さんでお願いします

除雪作業で玄関や車庫などの出入り口が雪でふさがることがあります。その場合の手直しは、お手数でも各家庭でお願いします。

道路に雪を捨てないでください

道路は人や車が通るところです。道路や消雪パイプに直接雪を捨てると交通事故の原因になります。

除雪車に注意してください

除雪作業は、夜間や早朝に、また吹雪や降雪時に行うことが多く、見通しも悪いため危険ですので、除雪車に近づかないようにしてください。特に自動車などを運転する際には十分注意し、除雪車に道を譲ってくださるようお願いいたします。

ご意見・ご要望は区長(総代)を通してください

除雪作業に対するご意見やご要望は、必ず区長(総代)を通してください。市からの回答もすべて区長(総代)に連絡します。

公共の雪捨て場(村上地区)
12月15日～平成27年3月31日

駐車禁止のお知らせ(荒川地区)
平成27年1月1日～2月28日



●問い合わせ

都市整備課管理室 ☎53-2111
(内線516～520)

各支所産業建設課建設管理室
荒川支所☎62-3101(内線138)
神林支所☎66-6111(内線134)
朝日支所☎72-0111(内線162)
山北支所☎77-3111(内線333)



除雪車の出動基準

【道路(車道)】

雪の降り始めから、おおむね10cmの積雪量を目安に実施します。

積雪後は、道路交通状況の把握に努め、吹きだまりや交通障害の有無を捉えて作業を行います。

【歩道】

歩道上の積雪が20cmを上回っている場合を基準に実施します。



車両の運転は慎重に

●問い合わせ 市民課生活人權室 ☎53-2111
(内線286)
または各支所地域振興課市民生活室

冬になると積雪や降雪、路面の凍結などの影響でスリップや追突などの事故が多く発生します。

冬道の走行では、少しの操作ミスが重大な事故につながります。スタッドレスタイヤやタイヤチェーンの装着はもちろん、スピードを落とし、車間距離をとって慎重な運転を心掛けましょう。

また、車外で作業できるよう防寒着を準備するなど、運転する状況に応じて十分な備えをしておきましょう。

【冬道の特徴】

- スリップしやすく、停止距離も長くなります
- 視界が悪くなります
- センターラインや道路標識が見えにくくなります

【安全運転のコツ】

- 安全な速度で走行しましょう
- 車間距離を十分にとりましょう
- 急ブレーキ、急発進など「急」のつく運転をしない
- ポンピングブレーキを使いましょう
- 前方が見えにくい時は、左によって一時待機しましょうなど



冬の交通事故防止運動が始まります

12月11日(木)から20日(土)までは「冬の交通事故防止運動」の期間です。

この運動は、「飲酒運転の根絶」「車間距離の保持と正しい合図の励行」「歩行中・道路横断中の交通事故防止」に重点を置いています。

年末が近づくと人や車の動きが慌しくなり、交通事故の多発が懸念されます。交通ルールを守り、正しいマナーを実践して交通事故を防ぎましょう。

油の取り扱いに注意

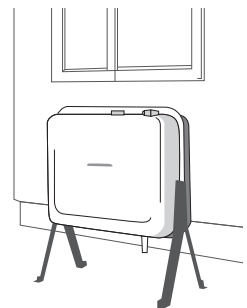
●問い合わせ 環境課生活環境室
☎53-2111 (内線272)

寒い時期は、暖房器具の使用などで油を扱う機会が多くなり、油の流出事故が発生しやすくなります。

河川などへの油の流出は、火災や環境汚染につながるなど生活に悪影響を及ぼすことから、次のことを守り、油の扱いには十分注意するようにしましょう。

【ポイント】

- 給油中はその場を離れない
- 油タンクのバルブは完全に閉めましょう
- 油タンク周辺の除雪作業などで屋外の配管が破損しないようにしましょう
- 油送パイプなどの設備の操作ミスに注意しましょう



水道管の凍結を防ぐ

●問い合わせ 水道局管理業務室 ☎66-6190
村上水道事務所上下水道室
☎53-2111 (内線161)
各支所産業建設課建設管理室
荒川支所 ☎62-5273
朝日支所 ☎72-6884
山北支所 ☎77-3115

冬期間は、水道管が凍結しやすくなります。凍結すると水が出なくなり、万が一破裂した場合は修理に多額の費用が掛かりますので、ご注意ください。

【予防策】

- 夜、冷え込むことが予想される日は、寝る前に蛇口から少し水を出しておきましょう
- 屋外に露出している水道管には、保温材などを巻いておきましょう

【破裂してしまったとき】

- メーターボックス内の止水栓を閉め、市指定の給水装置工事事業者または問い合わせ先まで連絡してください

安全作業を心掛けましょう

●問い合わせ 消防本部 ☎53-0119

近年、家の周りの除雪作業や屋根の雪下ろしでの事故が増えています。このような事故を防止するため、次の点を守って、安全な作業を心掛けましょう。

【事故防止のための注意点】

- 屋根の雪下ろし作業は、必ず2人以上で行いましょう。
- 作業中に疲れたら、無理をせずに休憩を取りましょう。
- 高い位置での作業を行う場合は、必ずヘルメットを被りましょう。
- 除雪機に雪が詰まった場合は、必ずエンジンを切ってから詰まった雪を取り除きましょう。



屋根の雪下ろし費用の助成

●問い合わせ・申し込み 村上市社会福祉協議会

一人暮らしの高齢者などで、屋根の雪下ろしにかかる費用の援助が必要な場合に、その費用の一部を助成します。

【対象者】 65歳以上の高齢者のみの世帯、障がい者のみの世帯で、高齢や病弱のために除雪作業ができない場合、また除雪を援助してくれる人がなく、費用負担が難しい人(平成26年度市民税非課税世帯、均等割のみの世帯)

【助成額】 1回につき10,000円(3回まで)

【その他】 必ず民生委員・児童委員を通して申請してください。

- 村上支所 ☎53-2111(内線126)
- 荒川支所 ☎50-5120
- 神林支所 ☎60-1888
- 朝日支所 ☎50-7118
- 山北支所 ☎77-3283



屋根の雪下ろしができる事業者などを募集

●問い合わせ・申し込み

一人暮らしの高齢者にとって雪下ろしは想像以上に大変な負担となります。 介護高齢課高齢福祉係 ☎53-2111(内線367)

そこで、地域の皆さんのあたたかい協力を募り、事業者やグループを名簿にまとめて、高齢者からの雪下ろしに関する相談に活用しますので、ご協力をお願いします。

【募集要件】

- ・村上市および関川村内の団体
- ・雪下ろしの見積りと費用について、高齢者に事前に説明できる事業者やグループに限ります

※申請のあったすべての事業者やグループを登録するとは限りません

【申請期間】

平成27年3月2日(月)まで

【申請方法】

市役所介護高齢課にある申請書に必要事項を記入して提出してください。

※申請書は、市ホームページ(ライフインデックス—高齢介護)からもダウンロードできます

